

会 議 録 目 次

平成 2 8 年第 1 回海田町議会定例会（第 4 日目）

平成 2 8 年 3 月 1 5 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日 程 第 1	同意第 2 号	副町長の選任の同意について・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	同意第 3 号	教育長の任命の同意について・・・・・・・・・・	6
日 程 第 3	第 23 号議案	平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 7 号）・・・	13
日 程 第 4	第 17 号議案	平成 28 年度海田町一般会計予算・・・・・・・・・・	14
日 程 第 5	第 18 号議案	平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計予 算・・・・・・・・・・	14
日 程 第 6	第 19 号議案	平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計予算・・・	14
日 程 第 7	第 20 号議案	平成 28 年度海田町介護保険特別会計予算・・・・・・・・	14
日 程 第 8	第 21 号議案	平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計予 算・・・・・・・・・・	14
日 程 第 9	第 22 号議案	平 28 年度海田町水道事業会計予算・・・・・・・・・・	14
日 程 第 1 0	発議第 5 号	閉会中の継続調査事件について・・・・・・・・・・	17
日 程 第 1 1	発議第 6 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及び その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を 求める意見書案・・・・・・・・・・	18
日 程 第 1 2	発議第 7 号	電気設備工事の分離発注を求める決議案・・・・・・・・	18
日 程 第 1 3	発議第 8 号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確 保と地域経済の振興を求める決議案・・・・・・・・	19
		（閉 会）・・・・・・・・・・	22

平成28年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成28年3月2日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月15日 (火) 9時00分宣告 (第4日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

14番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |         |
|---------------------|---|---------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行 |
| 総 務 部               | 長 | 臼 井 真   |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司 |
| 企 画 部 次             | 長 | 門 前 誠 司 |
| 総 務 部 次             | 長 | 丹 羽 勤   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂   |
| 住 民 課               | 長 | 吉 本 真 人 |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早 稲 田 誠 |
| 会 計 管 理 者           |   | 中 垣 雅 彦 |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治 |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 宮 垣 将 司 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 主 事 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 同意第 2 号 副町長の選任の同意について
- 日程第 2 同意第 3 号 教育長の任命の同意について
- 日程第 3 第 23 号議案 平成 27 年度海田町一般会計補正予算(第 7 号)
- 日程第 4 第 17 号議案 平成 28 年度海田町一般会計予算
- 日程第 5 第 18 号議案 平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第 19 号議案 平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 第 20 号議案 平成 28 年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 第 21 号議案 平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第 22 号議案 平成 28 年度海田町水道事業会計予算
- 日程第 10 発議第 5 号 閉会中の継続調査事件について
- 日程第 11 発議第 6 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性
や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書案
- 日程第 12 発議第 7 号 電気設備工事の分離発注を求める決議案
- 日程第 13 発議第 8 号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経
済の振興を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（久留島）みなさんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は、15 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 13 に至る各議案でございます。日程第 1、同意第 2 号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）おはようございます。同意第 2 号、副町長の選任の同意について。副町長であります三宅信行さんが平成 28 年 3 月 31 日をもって辞職することに伴い、副町長の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、胡家亮一さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第2号、副町長の選任の同意についてご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。平成28年3月31日をもちまして三宅副町長が辞職をすることに伴いまして、新たに、胡家亮一さんを副町長として同意をお願いするものでございます。副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は、平成28年4月1日から4年でございます。それでは、胡家亮一さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和34年10月16日で、現在56歳でございます。住所は記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和57年4月に広島県に採用され、昭和57年広島県福山土木建築事務所、昭和59年企画振興部情報統計課、昭和62年民生部同和対策課などを経て、平成10年総務部財政課主計員、平成15年教育委員会事務局管理部総務課予算係長、平成17年福祉保健部監理総室福祉保健総務室主任主査、平成19年商工労働部産業振興局企業立地促進室主任主査、平成20年竹原市へ総務部長として派遣、平成22年議会事務局秘書課長、平成24年総務局分権改革課長、平成25年から現在まで総務局地方分権推進課長として活躍されております。これまでの広島県職員として培ったその幅広い経験や豊富な知識を持っておられる方でございます。広島県での要職を務められるとともに、地方経験もあり、その行政手腕は町長の補佐役としてその重責を十分担うに適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）先日、この人事の件につきまして、新聞に記載がありました。その記載によりますと、昨年11月の町長選で新たに西田祐三町長が就任したことなどを受け、辞表を提出していたとありました。私は、ことなどっていうところに疑義を感じ、質疑をいたします。まず最初に、現副町長は7年海田町の副町長として県下で一の町まで押し上げてこられた実績のある副町長でございます。任期1年を残した平成28年度、今、海田町にとっては一番大事なときと判断いたしますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）はい、今議員ご指摘のように、三宅副町長は大変立派な人で、海田町に非

常に貢献された人というふうに思っております。それと同時に、今回、選任していただくことになっております胡家さんにおいてもですね、同様に、同じような人格の持ち主だというふうに判断しております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）先ほどの町長の答弁で、大変重要な人だったと答弁なさいました。町長自ら、現に、交代人事を申し出に行かれたと聞きましたが、なぜ交代の人事をしなければならなかったのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）繰り返し申し上げますが、今回の人事におきましては、三宅副町長、立派な人でございます。それにまさる胡家さんも同じように立派な人でございます。で、今回はそういう理由のもとにですね、人事をさしていただいたということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）町長、今のご答弁は理由になっていないと思います。何らかの人の助言で町民全体の福祉、安全をつかさどる町長が決断するということは、いかがなものかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今回の人事は、三宅副町長ですね、辞表を受けて、人事を選ばせていただいたということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決いたします。お諮りいたします。同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することに決めます。この際、ご紹介申し上げます。ただいま選任の同意をいたしました胡家亮一さんが本日来庁されていますので、本席に招致したいと思います。胡家さん、入場してください。

(胡家亮一氏、入場)

○議長（久留島） それでは胡家さんより発言の申し出がありますので、これを許します。
胡家さん、どうぞ。

○（胡家） ただいま副町長選任のご同意を賜りました胡家でございます。お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。この度の副町長選任のご同意は身に余る光栄でございます。身の引き締まる思いと同時に、責任の重大さを痛感しております。我が国全体の人口が減少に転じる中、地方創生に向け、地域の特色を生かし、活力ある多様な地域社会の形成が求められております。こうした時期に、海田町におきまして、副町長という重責を務めさせていただくことの重みを十分認識いたしまして、もとより微力ではございますが、職員の皆様とともに、町長を補佐し、住民福祉の向上、海田町の発展のため全力を尽くして参りたいと、こう考えております。どうか、議長をはじめ議会の皆様には、格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。本日は、ご同意いただき誠にありがとうございました。

○議長（久留島） 胡家さんには副町長という重要な職務に対し、お励みいただきたいとします。どうぞご退場ください。

(胡家亮一氏、退場)

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第2、同意第3号、教育長の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 同意第3号、教育長の任命の同意について。教育長であります中村弘市さんが平成28年3月31日をもって辞職することに伴い、教育長の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者は、田坂裕一さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 総務課長。

○総務課長（脇本） それでは、同意第3号、教育長の任命の同意についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。平成28年3月31日をもちまして中村教育長が辞職をすることに伴いまして、新たに田坂裕一さんを教育長として同意をお願いするものでございます。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命

するものでございます。任期は同法第5条第1項ただし書きの規定により、現教育長の残任期間の平成28年4月1日から2年でございます。教育長の職務でございますが、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとなっております。それでは、田坂裕一さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和36年1月20日で、現在55歳でございます。住所は記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和59年佐伯郡沖美町立沖中学校勤務、平成3年廿日市市立阿品台中学校勤務、平成8年廿日市市教育委員会指導主事、平成12年広島県広島教育事務所管理主事、平成15年から2年間文部科学省に派遣、平成17年管理部教職員課管理主事、平成20年広島県呉賀茂教育事務所教育指導課長、平成21年管理部教職員課人事管理監、平成23年広島県西部教育事務所副所長、平成24年尾道市立土堂小学校長、平成26年から教育部参与として県教育行政の中心としてご活躍されております。教員としての経験、学校長としての卓越した見識、県教育委員会などで教育行政に携わってきた豊富な実績をお持ちで、これまで広島県教育委員会の立場から、海田町の教育行政を支援していただいた方でもございます。現在の海田町教育行政を着実に引き継ぎ、さらに発展させていく方であると判断し、教育長として任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。多田議員。

○10番（多田）今度の田坂さんは、大変立派な経歴をお持ちで、これについて反対するというものではございませんが、今の中村教育長はあと2年任期は残っております。で、ここです、教育長が辞められるということで、町長は慰留なさったのでしょうか、まずそこをお聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今回の人事におきましては、辞表をいただいた段階で人選をさせていただいたということでございます。

○議長（久留島）慰留したかどうかいうて聞いておられます。町長。したかないかで答えてください。

○町長（西田）今までの教育長の実績等を踏まえて、非常に功績もあります。海田町にとって非常に損失だというように思っております。その意をきちっとお伝えは申し上げました。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）はっきりせんのですけど、慰留はされたということで判断してよろしいんでしょうね。私は海田の教育長、海田町に来られたということは、これは山岡町長の最大の功績だと思うんです。県教委の中でも非常に力があられた中村教育長が、海田町という小さい町に教育長として来られたということは、本当に、私にとっても、嬉しかったし、海田町の教育行政があれから非常に変わったというのは、町長もご存じだと思うんですよ。あと2年任期があられて、今後は、ほかの町の教育長になられる訳ですけど、もっともっと力入れてですね、町長としては慰留なさるべきだったと思うんですが、どうなんでしょうそこら辺のお考えは。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）教育長とは、いろんな話をさしていただきました。今までの、今、議員ご指摘のように、同じような形でお話をしております。で、今回の人事におきましては、辞表が出たものと、それと新しく選任をお願いするもの。各々ですね、いろんな形で、今後の期待されるものもございますし、今までの財産を引き継いでいただくというふうに考えておりますので、それらを踏まえて、今回、提出させていただいたものでございます。お互いの評価に関してのことは差し控えたいと思います。

○議長（久留島）ほかにございませんか。桑原委員。

○8番（桑原）8番、桑原です。先ほど来、多田議員の方からもありましたけども、なぜ、この時期にお辞めになられることをお許しになられるのか。といいますと、県を退職されて、海田町に、先ほど言われましたように、海田で来ていただいた。その中で、本当に県内で23の市町、学力、体力、知力、最下位の近くにあった学力、体力をトップ3にまでに上げられたこの実績、私は前教育長のときの、その駄目だったときの一過性のものだっていうことだと思っておりました。でもそうじゃない、この3年間で、本当に学力体力定着された。この3年の時期にですね。なぜこの時期にお辞めになるようなことになられたのか、私は残念でならない。本当に町長言われるオンリーワンの町にするんだということになるとですね、中村教育長のアイデア、それに力、人間性、ここらは最適じゃないかと思うんですね。なぜこの時期に、これからだというときに、教育長をお辞めになることを許されたのか。ここを是非聞きたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）先ほどから繰り返しの答弁になりますが、中村教育長さんの功績は偉大で

あります。海田町にとって非常に大きな財産を残していただいたというふうに理解しております。と同時に、今回選任を求める田坂さんにおいてもですね、同じように、教育関係で、お互いがキャッチボールされたというふうに聞いております。そういった意味からしても、今回の人事をお願いしてるものでございまして、お互いの兩人のですね、評価に関しては答弁をさし控えさせていただきます。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）今後の田坂さんですね、これが私は悪いって言ってる訳じゃないんです。

お互いがキャッチボールしながら決められたということを、今町長言われましたけども、では教育長がよその教育長と話をしながら、これ人事案件、わしやめるけえ今度あんたあ来いや、っていうふうに聞こえるんですけど、そうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）それちょっと今のは誤解でございまして、教育関係において広島県の教育委員会と海田町の教育委員会がお互いのキャッチボール中で、教育を進めて行かれたということでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）最後になりますけども、この、教育長が辞任されたこのことについては、十分と考えて町長は判断をされたということでよろしいですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）そのとおりです。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。先ほどの副町長の件と同じでして、この新聞報道である西田祐三町長が就任したことなどを受け、辞表を提出していたという記事でございます。このなどというところに、私はおおいにひっかかりました。教育長も、自ら、進んで、辞表を出されたのではないんじゃないか、と思いました。で、いろいろ調査研究させていただいておりますと、町長は違う人事を模索されていた。その間、教育長は、何度か町長と話し合われたと聞いております。で、もう、教育長は、辞表を出さざるを得ないときが来た、で。辞表を出された。で、そのあと違う人事が入ってくる訳ですけども、先ほどの町長の答弁を聞きますと、教育長が辞表を出された、辞表を出された、までは、西田町長の決断の甘さがあったと私判断するんですが、それはどうでしょう。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）辞表を受けて判断したものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑がありますか。西山議員。

○12番（西山）ちょっと、答弁、違います。辞表を受けるまでに、町長の優柔不断さ、違う人事を考えていた結果、教育長が辞表を出さざるを得なかったと思うんですが、その点については、町長の行動はどのように、ご自身お考えになりますでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、辞表を受けて後任の方を選任したということでございます。もう一度申し上げますが、中村教育長さんの功績に対しては、私は立派な功績を残していただいた、また、海田町にとって非常に重要な人だというふうに考えて、いろんな話を進めてきたということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）呉の教育委員会から教育長に要請があったということは、海田町に辞表を出された後のことだということを、町長は認識をなさっておられますでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）私の情報においてはですね、辞表を受けて後任の方を、選任同意を求めているものでございます。

○議長（久留島）西山議員、既に3回になりましたので、これで、発言を許可しません。ほかに質疑ありませんか。大江議員。

○3番（大江）今の町長の話聞いてまして、かなり今までの功績、中村教育長の功績を理解している割には辞表を受理したという、その前に、教育長は、海田公民館、織田幹雄さんということでものすごく燃えておりました。いろんな計画をもっていた方が、辞表を出すということ自体が、考えられないんです。それまでのいろんな経緯があったと思うんです。そういう今から海田町において、そういう、織田幹雄さん盛り上げていこうとする方に対しての辞表を受理したってということ自体、それと、辞表を出すときにはそれまでにいろんな期間があつての最終的辞表、自分の身の置きどころっていうのを判断して辞表を出すと思うんです。ですから、先ほどから何度も皆さん質問されたように、じゃ、この辞表はいつ頃出されたんでしょう。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）はい、今の人事案件でございますが、中村教育長とのお話は当然、私の今、現時点の町長としての立場として、教育のレベルをいろいろと話をさせていただいてお

りました。で、辞表が出ましたので、その後任の同意を求めるものでございます。

○議長（久留島）辞表の提出日を聞かれたんです。町長。

○町長（西田）2月の22日に出されております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）呉の方でもそうですけども、海田町でも人事を決める前、2月22日に辞表を出されて、それから、次の後任を探すということは、既に市でも県でも次の辞令を考えている時期なので、それか、まあ決まってる時期です。この時期に辞表を出して受理ということは、それ以前にもう交代の教育長を探してたんでないかと疑われても仕方ないと思うんです。この1か月余りしかないこの間、次の教育長を探されているっていうことは、辞表を出す前に、先ほど、ほかの議員からも質問ありましたが、いろいろと打診をされたんじゃないですか。そこをお答えください。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、辞表を受けて選任同意を求めるものでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）先ほどから中村教育長の業績をかなり評価していましたが、今から、確かにこの度来る方も同じような力を持っているかも分かりません。でも教育長のパイプの力っていうの、すごいものなんです。教育長によっていい先生を海田町に呼んでくれるかどうか、この手腕は教育長にかかっているんです。それで今までこの3年間、海田町がいい先生を呼んでいただいたりしながら、教育行政の方にすごい発展を遂げてます。今度の方もどうなるか分かりませんが、そういう方を、辞表を出したから受理されるということは、町長として教育行政をどのように、教育、学校、小学校、中学校を、どのような学校にしていくのでしょうか。その点を考えた場合に手放すべきではないと思うんです。それを手放した。すみません、教育について、どのように今後お考えなって、中村教育長を手放したんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今回後任の田坂さんにおきまして、中村教育長の教育をきちっと受け継いでいただけるものと確信しております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第３号について採決いたします。お諮りいたします。同意第３号について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第３号についてはこれに同意することに決します。この際、ご紹介申し上げます。ただいま任命の同意をいたしました田坂裕一さんが本日来庁されていますので、本席に招致したいと思います。田坂さん、入場してください。

（田坂裕一氏 入場）

○議長（久留島）それでは、田坂さんより発言の申し出がありますのでこれを許します。田坂さん。

○（田坂）ただいま海田町教育委員会教育長の任命同意をいただきました田坂裕一でございます。お許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様方から任命のご同意をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。現在、広島県においては、従来の知識習得に加え、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出す、新しい教育モデルの構築を目指し、広島版学びの変革アクション・プランが推進をされております。一方、海田町におかれましては、中村教育長の就任以来、夢未来ビジョンが策定をされ、学校教育においては、夢を持ち、夢を語ることができる児童生徒の育成を、生涯学習においては、人がつながり、夢をはぐくむまちづくりを目標に掲げられ、学力、体力の向上や、グローバル人材の育成事業等において、多大な成果を出されていると承知をしております。私といたしましては、前教育長のつくられました教育方針、施策等を着実に継承し、本町教育のさらなる充実発展のために、微力ながら全力を傾注する覚悟でございます。議長をはじめ議会の皆様方におかれましても、特別のご指導、ご鞭撻を賜りますようによりしくお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（久留島）田坂さんには、教育長という重要な職務に対しお励みいただきたいと思います。どうぞご退場ください。

（田坂裕一氏 退場）



○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 23 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 23 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、日程第 4、第 17 号議案から日程第 9、第 22 号議案までを一括議題といたします。去る 3 月 4 日の本会議において予算委員会に付託いたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、住吉委員長。

○6 番（住吉）予算委員長の住吉です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成 28 年 3 月 4 日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第 72 条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過についてはお手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第 17 号議案から第 20 号議案までについては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第 21 号議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。第 22 号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第 17 号議案、平成 28 年度海田町一般会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 17 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 17 号議案については、原案のとおり決す

るにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第18号議案、平成28年度海田町公共下水道事業特別会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて第19号議案、平成28年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第20号議案、平成28年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決

されました。続いて、第 21 号議案、平成 28 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）はい、討論があるようですので、討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）21号議案、平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。反対する理由の一つは、1人平均1,262円引き上げて、年6万7,165円と高い保険料を、引き上げる予算だからであります。それにより、年収250万円以上の方は、6,100円引き上がり、年13万1,800余円にもなります。そもそもこの後期高齢者医療制度というのは、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上げに直結する仕組みになっており、これから増え続ける75歳以上の高齢者を、この制度に囲い込んで、上がり続ける医療費を保険料で補う制度であります。しかも、50パーセントは公費、残りの40パーセントが若者支援、被保険者は10パーセントという基準を決めておりますが、28、29年度は、高齢者が支払う保険料は10パーセントとのところを10.99パーセントに引き上げ、若者支援は軽減をされております。社会保障に全額充てるとした消費税は、2015年度までに、27年間の税収は、304兆円、逆に法人税の減税は263兆円と、社会保障には13パーセントしか回っておりません。負担ばかり多くなり、社会保障は逆に悪くなっております。国保税の中に後期高齢者医療の限度額、20年度からの実施であります。平成10年度から27年度までの後期高齢者の医療、国保会計、介護会計で、10年間で限度額、全部合わせると20万円も上がっております。このような非情な制度であります。本来であれば、際限なく上がり続ける保険料を国も県も町も下げる努力は行わず、保険料の負担を増やし医療給付に制限を設けるなどという悪法な制度であります。予算委員会での賛成討論で、引き上げなければこの会計が破綻し患者の医療に影響するという発言がありましたが、いつもこのような賛成討論で、値上げを町民に押しつけております。75歳以上の高齢者の方々の生活は、もう破綻をし悲鳴を上げております。そもそも地方自治体の一種である広域連合は、あらゆる施策を進める際、当然被保険者の生活実態に思いをはせながら施策を行う住民の福祉の増進が地方自治体の本旨であり、それから外れております。以上の点を強調して、議案第21号に反対するものです。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。桑原委員。

○8番（桑原）8番桑原です。第21号議案、平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。後期高齢者医療制度は、各市町が加入する広域連合が保険者となっており、広域連合の経済運営は各市町からの負担金で賄っております。したがって、海田町の予算が否決をされると、海田町のみならず、広域連合全体の運営に支障が生じることになります。また、海田町が広域連合から脱退し独自で保険を要することも不可能であると考えます。以上のことから、21号議案、平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成をするものであります。議員の各位の皆さんの賛同をお願いします。以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第21号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席して下さい。起立多数と認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて第22号議案、平成28年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。第22号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、発議第5号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。予算委員会住吉委員長。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をい

たします。議員各位には、ご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動し、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は、予算委員会の閉会中の継続調査について、議員の資質の向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応しようとするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第 5 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 5 号については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第 5 号は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 11、発議第 6 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第 6 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 6 号については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第 6 号は原案のとおりこれを決めます。なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 12、発議第 7 号、電気設備工事の分離発注を求める決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いた

します。これより発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いただきました決議書については、町長に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第13、発議第8号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。発議第8号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いただきました決議書については、町長に送付いたします。

○議長(久留島) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) この際、慣例により海田町議会議員互助会の表彰式を行います。事務局長。

○議会事務局長(中下) それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続10年表彰でございます。久留島元生議長。

○議長(久留島) はい。

○議会事務局長(中下) 副議長からお願いいたします。

○12番(西山) 表彰状、久留島元生殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展・伸長に寄与されました。その功績はまことに顕著であります。よって、これを表します。平成28年3月15日、海田町議会議員互助会会長久留島元生。代読です。

○議長(久留島) ありがとうございます。

(拍手)

○議会事務局長(中下) 続きまして、金婚祝金の贈呈でございます。前田勝男議員。なお、本日は前田議員は欠席をされておられますので、後日事務局よりお渡ししたいと思いま

す。

○議長（久留島）以上で表彰式を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）ここで3月31日をもって退任されます三宅副町長から発言の申し出がございますので、これを許します。副町長。

○副町長（三宅）3月31日付けで退任することになりました。県の人事異動に伴うとはいえ任期を1年残して退任することは、大変残念であり申し訳なく思っております。平成21年4月の就任からの7年を振り返ってみますと、小学校・中学校の耐震化など、一定の整理をつけた事業もございますが、保育所の整備など現在進めている事業や方向性が定まっていない事業も多くあります。ことに、連続立体交差事業については、昨年6月に再見直しの方向性で広島県や広島市と合意しましたが、海田町部分の詳細な協議はこれからが本格的になります。その途中で退任することは非常に心残りです。協議が円滑に進み、10年後、失礼しました、15年後に、この事業が海田町の発展に大きく寄与していることを願っています。また、執行部と議会との調整も私に課せられた使命でしたが、私の調整不足から、多くの場面で食い違いが生じてしまいました。大変申し訳なく思っております。さて、海田町のような基礎自治体においては、町長と議会で施策の方向性を定め、職員が町長の指示のもと、具体的な計画を立案し、町民と協働して実行する、その結果を議会が評価するというのが、求められる姿であると思います。海田町の職員は、県の職員である私から見ても優秀な職員がそろっていると思います。このところ、私も指導力の不足もあって、職員がその能力を十分発揮しているとは言えない状況になっています。特に、議会对応においては、ややもすると萎縮してしまい、結果が出せない管理職が増えてきています。海田町の行政が活性化するためには、職員の能力が十分発揮できる環境が必要であると思います。どうか議員の皆さん、施策の細部については職員に任せてやってください。結果を評価する場合も、成果が出ていない分については厳しい指摘が必要であるということ言うまでもありませんが、一定の成果を出した場合には、褒めてやってください。職員が伸び伸びと明るく働ける環境ができれば、ミスも減り前向きな施策も生まれてくると思います。繰り返しになりますが、海田町役場には優秀な職員が揃っています。その職員の能力が十分発揮され、海田町の未来が明るくなることを願って、退任の挨拶とします。7年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（久留島）同じく、3月31日をもって退任されます中村教育長から発言の申し出がございしますので、これを許します。教育長。

○教育長（中村） こうして辞職のあいさつをさせていただくことに対しまして、まずもって厚くお礼申し上げます。私、諸般の事情により、今月末をもって辞職させていただきますが、議員の皆様方には本会議等での議論をはじめ、様々な面からご支援、ご協力いただいたことは、感謝の念に堪えません。私は議会での討論が大好きでした。私にとっての海田というのは、教育者としての礎をはぐくんでくれた町であり、私の教育理念を開花させてくれた町でもございます。皆様からいただいたご厚情は、これからも決して忘れることはございません。本当にありがとうございます。私は、就任以来、海田にはできないことがたくさんあるけれども、海田にしかできないことが必ずあるはずだと、この考え方のもとに、海田町のスケールメリットを最大限に生かす方法を模索して参りました。学校教育においては、夢を持ち、夢を語ることでできる児童生徒の育成を目標に掲げ、学力向上対策事業や、グローバル人材育成事業、心の元気、全町展開プロジェクト事業等々、海田の規模だからこそできる、きめ細かな心の通い合う教育活動を推進し、児童生徒の変貌など、一定の成果は上げたものと自負しているところでございます。しかしながら、生涯学習の事業の企画力や新公民館、織田幹雄記念館の構想においては、まだまだ道半ばとなってしまう、一抹の無念さが残ります。次年度の新体制に期待するものでございますので、議員の皆様におかれましては、引き続き海田町教育行政にご理解、ご支援いただきますよう切にお願い申し上げます。最後になりましたが、私が座右の名としている言葉に、一期一会がございます。就任当初のメールマガジン5月号に、こう記しております。一期一会、皆さんとこうして出会っているこの時間は二度と巡っては来ないかもしれない。たった一度きりのものであるならば、この一瞬一瞬を大切に、今できる最高の誠意を尽くしていきたい、と記しました。この3年間、私、この一期一会の心を持って尽くしてきたつもりでございますが、至らぬ点多々あったと存じます。次期教育長と教育委員会に残るスタッフが、私の夢を引き続いて引き継いでくれるものと確信しております。まだまだ私の心は海田に残っておりますけれども、直接の関与はもうありません。今後は、遠くから海田町教育の充実発展を心から祈念しております。3年間、ありがとうございました。

(拍手)

○議長（久留島）以上で教育長の退任の挨拶を終わります。この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れさまでございました。私から一言ご挨拶を申し上げます。はじめに、先ほど表彰を受けられました方々に心からお祝いを申し上げますとともに、誠におめでとうございます。次に、専決処分についてでございますが、今国会に地方税法等の一部を改正する法律案が提出されております。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がある場合がございますので、この場合、関係条例を専決処分させていただく予定としております。次に、3月2日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には、本会議及び予算委員会で慎重かつ熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。審議の過程におきまして皆様から賜りましたご意見やご要望は新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重して参ります。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久留島）閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本定例会は、平成28年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する、極めて重要な議会でもございました。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては、去る3月2日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深く御礼申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため、住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。以上で、平成28年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前10時05分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員